

国立大学法人等会計基準に関する実務指針（案）

I. 会計ルールの変更により発生した利益の今後の取り扱い

【方針】（案）特段の手当てをせず、当該利益を注記する方向で修正。

【修正】

Q 7 6 - 3 開示すべき会計方針は、具体的にどのように記載すればよいか。また、その他の注記事項としては、どのようなものがあるか

財務諸表に注記すべき会計方針は注解 4 8 に例示されているが、それ以外にもリース取引や、消費税の会計処理などを会計方針として注記することになる。標準的な記載例を示すと次のようになる。

なお、注記については国立大学法人等を理解するために有用と思われる固有の処理についても記載することが望ましい。例えば、債務負担額や会計ルールの変更等による収益の増要因による影響額などについて記載することが考えられる。

II. セグメント情報の取り扱い

【方針】(案) 基本的に前回案から変更なし。注記を詳述化し、人件費の範囲を明確化。なお、「雑損」や業務収益の「その他」について統一化すべきとの意見もある。

【Aの一部改】

Q75-1 附属明細書における各明細の様式又は記載内容は、具体的にどのようなものか。

A

(18) 開示すべきセグメント情報

(旧)		(新)																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">附属病院</th> <th style="width: 30%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務費用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務収益 運営費交付金収益 学生納付金収益 附属病院収益 外部資金 その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務損益 帰属資産</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	附属病院		業務費用			業務収益 運営費交付金収益 学生納付金収益 附属病院収益 外部資金 その他			業務損益 帰属資産				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">附属病院</th> <th style="width: 30%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務費 教育経費 研究経費 診療経費 教育研究支援経費 受託研究費等 人件費 一般管理費 財務費用 雑損</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小 計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務収益 運営費交付金収益 学生納付金収益 附属病院収益 外部資金 その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小 計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務損益</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>帰属資産</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	附属病院		業務費 教育経費 研究経費 診療経費 教育研究支援経費 受託研究費等 人件費 一般管理費 財務費用 雑損			小 計			業務収益 運営費交付金収益 学生納付金収益 附属病院収益 外部資金 その他			小 計			業務損益			帰属資産		
区 分	附属病院																																		
業務費用																																			
業務収益 運営費交付金収益 学生納付金収益 附属病院収益 外部資金 その他																																			
業務損益 帰属資産																																			
区 分	附属病院																																		
業務費 教育経費 研究経費 診療経費 教育研究支援経費 受託研究費等 人件費 一般管理費 財務費用 雑損																																			
小 計																																			
業務収益 運営費交付金収益 学生納付金収益 附属病院収益 外部資金 その他																																			
小 計																																			
業務損益																																			
帰属資産																																			

(記載上の注意)

人件費の範囲は、運営費交付金算定ルールにおける附属病院等への帰属の取扱いの例によること。組織の新設再編等に伴って帰属を変更した場合は、その帰属変更に係る額及び内容を注記する。

Ⅲ. 一般管理費の取り扱い（案）

【方針】（案）一般管理費の範囲を明確化する方向で修正。

【Aの一部改】

Q62-2 業務費を教育経費、研究経費等に区分する基準は何か。

A

3 業務費及び一般管理費の各区分における対象経費は以下のとおりである。

区 分	対象経費
一般管理費	<p>事務局等の国立大学法人等全体の管理運営を行うために要する経費を対象とする。次の各号に該当することが明らかな経費は、これを一般管理費とする。①学長報酬、役員報酬のうち、一般管理費に区分することが適当な部分。②役員会、経営協議会及び教育研究評議会のために要する経費、③総務、人事、財務、経理その他これに準ずる業務に要する経費、④教職員の福利厚生費、⑤教育研究診療活動以外に供する施設、設備の修繕、維持、保全に要する経費。</p> <p>その他、他の区分に属さない業務経費は本区分に属することとする。（※2）</p>

（※2）事務局等には、学生部や教務部等学生に対し直接サービスの提供を行う管理業務を従として行う（概ね3割未満）部門をや、学生部門、教務部門及び留学生部門などは含まない。

また、産学連携に係る業務、競争的研究資金等の獲得、及び地域貢献に係る部門等や学部等における事務組織を含まない。

4 大学における人件費を除く業務費及び一般管理費は、3における定義等による区分を原則とするが、実際の区分にあたって、上記3による区分が困難である場合は、下記の例示を踏まえつつ当該業務が実施される場所を基に区分することとする。業務が実施される場所の判断にあたっては、当該場所（部屋等）の主たる使用目的によることとし、複数の使用目的をもって設置された場所については、主たる使用目的により区分する。

（5参照）

区 分	場所（例示）
一般管理費	<p>○福利厚生施設 ・職員会館、職員食堂</p> <p>○管理部 ・役員室、監事室、学部長室、事務長室、一般事務室、会議室、倉庫、教職員宿舎</p>

- ・エレベーター機械室、受変電機器室、ポンプ室、冷暖房機械室等の設備室
 - その他共用部分
 - ・便所、洗面所、廊下、渡り廊下、階段、玄関、講堂等の共用部分（※）
- 等

（※）エレベーター機械室等であっても、附属病院において専ら診療に供されているものは、診療経費に区分する。便所や洗面所等の共用部分について、複数の使用目的を有する建物等にある場合、主たる使用目的（全業務の概ね7割）の区分とするなど、実態に応じて合理的な基準によることができる。

5 共用される建物等に係る減価償却費及びあらかじめ経費区分を行うことが困難であるもので上記3及び4によって区分することが困難であるものに係る経費区分の考え方は以下のとおりとする。

(1) 共用される建物等に係る減価償却費

事 案	経費区分計上の考え方
建物	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の経費区分において共用される建物は、部屋を単位に使用する経費区分へ計上。廊下等の共用部分は、一般管理費へ計上。 ・講堂（多目的ホールを含む。）は、一般管理費へ計上。 ・教職員宿舎及び教職員福利厚生施設は、一般管理費へ計上。 ・看護師宿舎は、診療経費へ計上。
車輛運搬具	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の経費区分においてのみ使用されるものを除き、一般管理費へ計上。

（※）利用状況等の判断は、前年実績や適宜の一定期間における利用実態調査等合理性を有する方法によることとする。なお、教育及び研究用の備品等、複数の使用目的がある場合、重要性を勘案のうえ、主な使用目的の区分により計上することも認められる。

IV. キャッシュ・フロー計算書における科学研究費補助金等の取り扱い

【方針】（案）キャッシュ・フロー計算書には反映させず、損益計算書の附属明細書として表記する方向で修正。

【追加】

Q75-1（附属明細書）

(23) 科学研究費補助金の明細

（単位：千円）

区 分	当期受入	件数	当期支出額	期末残高
	()		()	
	()		()	
	()		()	
合 計	()		()	

（記載上の注意）

- ① 当該年度において受け入れした科学研究費補助金の明細を記載すること。
- ② 区分は、上記（18）のセグメント区分に従い記入すること。当期受入額が70%になるまで金額が多い順に記載し、それ以外のセグメント区分についてはその他として一括して記載すること。セグメント情報の開示を行っていない場合は、区分の必要はない。
- ③ 間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として（ ）内に記載すること。

V. リース資産の取り扱い

【方針】（案）基本的に、前回案から変更なし。

【Aの一部追加】

Q29-2 民間企業で実施されているファイナンス・リース契約と実質的に同様のリース契約（たとえばコンピュータ機器）が、国の機関等では、単年度契約方式をとっているケースが多くあり、かつ契約解除等の制約条項も記載されていない。仮にこのような契約が国立大学法人等移行後もとられた場合においては、実質判断でファイナンス・リース契約として処理することになるのか。

A

- 1 ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引」（注解20第1項）をいい、また、「これに準ずる取引」とは、形式上は解約可能であるとしても、解約に際し、相当の違約金を支払わなければならない等の理由から事実上解約不能と認められるリース取引をいう（「リース取引に係る会計基準注解」平成5年6月17日 企業会計審議会第一部会参照）。
- 2 国立大学法人等におけるファイナンス・リース取引は、実質的に上記1の要件に該当するリース取引か否かで判断すべきである。例えば、契約が単年度契約であっても、契約の当初から当該物件の耐用年数期間等相当の間に亘り賃借することを予定し、かつ、そのことを契約の相手方が了知し、契約が継続されることを信頼するに足る相当の理由がある場合等は、その事実を証する書類その他の客観的な証拠に基づく実質判断によりファイナンス・リース取引に該当するものと解される。
- 3 なお、国立大学法人等においては、その責任において、中期計画期間を跨ぐリース契約も可能となる。

VI. 診療報酬債権の取り扱い

【方針】（案） 取扱いを明確化する方向で修正。

【Aの一部追加】

Q13-8 附属病院における診療報酬債権の発生はいつ認識するのか。また、社会保険診療報酬支払基金等からの減額査定があったときの会計処理はどうするのか。

A

- 1 診療報酬債権の発生は、実現主義の原則から診療行為を行ったときに認識することとするになる。社会保険診療報酬支払基金等への請求は月毎にとりまとめることから、基本的には月を単位として診療報酬債権の発生を認識することになるが、当分の間、診療行為を行った事業年度の範囲内で、その他の合理的な会計処理によることも妨げるものではない。

- 2 また、社会保険診療報酬支払基金等からの減額査定があったときは、当該減額査定の通知を受けた時に附属病院収入の減少として処理することとする。
なお、減額査定は、附属病院が認識した診療報酬債権額が保険者により修正されるものであり、減額査定額について債権の発生自体が取り消されるものである。したがって、確定した債権が徴収不能となるものではないので、徴収不能引当金の計上の対象とはならない。

VII. ソフトウェアの取り扱い

【方針】（案）前回案から変更なし。教育研究用ソフトウェアであっても、費用削減が確実である場合は資産計上する道を残すべきとの意見あり。

【Aの一部追加】

Q 2 8 - 5 法人内合理化のためのソフトウェアは、注解 1 9 第 2 項に該当し、無形固定資産として計上することになるのか。

A

- 1 無形固定資産に計上されるべきソフトウェアとして、注解 1 9 には二つの類型があると定めている。一つは外部に業務処理等のサービスを提供するためのソフトウェア（同第 1 項参照）であり、もう一つは法人内利用のためのソフトウェア（同第 2 項参照）である。
- 2 外部に業務処理等のサービスを提供するためのソフトウェアは収益獲得が確実であると認められるときに、法人内利用のソフトウェアは収益獲得又は費用削減が確実であると認められるときに無形固定資産に計上される。国立大学法人において利用されるソフトウェアには、法人の効率的な運営等に資する目的で利用する事務用ソフトウェアと教育研究の質的向上等を目的に利用する教育・研究用ソフトウェアがあるが、教育・研究用ソフトウェアについては、その利用に伴い、相当額の利用料を徴収するなどの例外的なものを除き、無形固定資産にはあたらないことに留意が必要である。
- 3 なお、収益獲得又は費用削減が確実であると認められる時点より以前に発生した原価は費用として損益計算書に計上される。

VIII. 受託研究収入により取得した図書の取扱い

【方針】(案) 基本的に前回案から変更なし。なお、前受受託研究費が図書の除却時まで残ることについて意見あり。

Q 8 - 3 - 2 受託研究収入により図書を取得した場合の取扱いはどうするのか。

A

- 1 国立大学法人等における図書とは、附属図書館が組織として管理する教育・研究の用に供される図書とされており (Q 3 6 - 6 参照)、取得財源や金額の如何に関わらず資産計上することとしている。受託研究収入により図書を取得した場合についても、この取扱いは同様であり、具体的には、取得原価をもって資産計上する取扱いとなる。

- 2 研究期間終了後、なお他の研究目的等に使用予定の場合、受託研究収入により取得した償却資産は、備忘価格を残し償却することとしている (Q 8 - 3 参照)。図書においても同様の取扱いとすることとし、研究期間終了時に備忘価格を残して償却する取扱いとする。

IX. 連合大学院の会計処理

【方針】(案) 前回案から変更なし。

Q 8 2 - 3 連合大学院に関する会計上の取扱いはどうするのか。

A

- 1 連合大学院は、複数の大学の修士課程が連携して、博士課程（後期3年）である独立研究科を設置し、一大学のみでは期待しがたい分野を補いつつ、幅の広い、かつ、水準の高い教育研究を行うものである。中心となる大学を基幹大学、その他の大学を参加大学と位置付け、学生は出身大学の如何に関わらず、基幹大学に設置された連合大学院の学生となり、主指導教員の所属する大学において研究指導を受ける仕組みとされている。

- 2 連合大学院の事業は、基幹大学と参加大学とが対等の立場にて実施しているが、その実施経費については、国が基幹大学に対し運営費交付金として措置し、基幹大学が参加大学へ必要な経費を再措置する取り扱いとされている。また、事業としてみると、実施場所はまちまちであるが、全体として一の独立研究科であることから、会計上の取り扱いとしては、基幹大学の事業であると見なし、参加大学においては、基幹大学の事業の委託を受けたものとして取り扱うこととする。

X. 現金の裏付けのない目的積立金の取扱い

【方針】(案) 前回案から趣旨を明確化する方向で変更。

Q 8 8 - 3 - 1 目的積立金として文部科学大臣による承認を受けた剰余金のうち、現金の裏付けがないと考えられるものがある場合、どう取り扱えばよいか。

A

- 1 剰余金について、目的積立金として文部科学大臣により準用通則法第44条第3項による承認を受けた場合であっても、資産を処分し、又は取替え更新のための財源を充てない限り、事業に充てるべき現金が得られない場合も考えられる。
- 2 こうした目的積立金は、実質的には国立大学法人の資本金を構成していると考えられることから、目的積立金のまま保持すべきであり、取り崩して収益化し事業に充てるべきではない。
- 3 なお、こうした目的積立金の見合いの現金であっても、立て替えて使用することも可能であるが、対象資産の取替え更新時に支払いが可能なよう十分留意する必要がある。